

中小企業のための知的財産セミナー

実務に役立つ!!

著作権セミナー

～「著作権者の権利」と「伝達者の権利」の基礎知識～

平成30年11月2日(金)

14:00-17:00 (13:40より開場)

街の音楽教室に演奏権が及ぶ・・・？ 趣味のカラオケ動画をインターネットの動画サイトにアップロードしたら著作権侵害・・・？ 最近著作権の話題が多いですね。

私たちの身の回りには印刷物や映像作品、音楽作品等々様々な著作物に満ち溢れていますが、著作物を無断利用した場合、思わぬ警告状が届くこともあるため、知らなかったでは済まされません。

本セミナーでは、一般に知られている創った人の権利「著作権者の権利」のみならず、身近ですが知られていない、伝えた人の権利「著作隣接権(演じた人の権利、録音した者の権利、放送した者の権利)」を含む著作権全般について、関連判例を交えてご理解を深めて頂きます。

民間企業の知財部門で長年経験を積んだ講師が分かりやすく解説します。是非ご参加ください。

会 場	(公財)東京都中小企業振興公社3階第1会議室 (東京都千代田区神田佐久間町1-9 産業労働局秋葉原庁舎) 「秋葉原駅」徒歩1分 ※裏面の地図をご覧ください。		
内 容	○「著作権者の権利」 ・著作権の概要 ・著作物の種類 ・著作権の権利制限規定 ・著作権と所有権の違い ・著作権侵害の要件 など ○「伝達者の権利」 ・著作隣接権の概要 ・著作隣接権の許諾権と報酬請求権 ・実演家人格権の適用外規定 など ☆関連判例紹介		
対 象	都内中小企業の方(注1)都内個人事業主の方で、著作隣接権も含めた著作権の概要について学びたい方		
講 師	東京都知的財産総合センター 知財戦略アドバイザー 金木 健二		
定 員	60名(定員になり次第締め切ります)	参加費	無 料

(注1)大企業の方は受講をご遠慮頂いております。

また、大企業の関連会社の方、士業の方、都外の方は定員の関係上、受講お申込みをお断りさせて頂く場合があります。

(注2)欠席される場合はなるべく早めにご連絡ください。

事前のご連絡がなかった場合、以降の受講お申込みをお断りさせて頂く場合があります。

(注3)セミナー資料は参加者の方のみにお渡ししております。後日の配布はお断りしておりますので、予めご了承ください。

(注4)セミナー受講時はPCでのご入力をご遠慮頂いております。

◆ 申 込 方 法 ◆

裏面の申込書にご記入の上、FAX(03-3832-3659)をお送りください。

当センターホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>)からも申込み可能です。

※折り返し受講票をお送りしますので、印刷・ご持参のうえ、当日受付で呈示してください。

お問合わせは、東京都知的財産総合センター セミナー担当まで(電話)03-3832-3656



FAX番号 03-3832-3659

※FAXの誤送信にご注意ください！送信前に今一度、FAX 番号をご確認ください。

実務に役立つ!! 著作権セミナー ～「著作権者の権利」と「伝達者の権利」の基礎知識～ 平成30年11月2日(金)

企業名		部署名	
役職		出席者名	
所在地			
TEL		FAX	
E-mail	@		
資本金	万円	従業員	名 業種

(複数名お申込の場合は本申込書をコピーしてご利用ください)

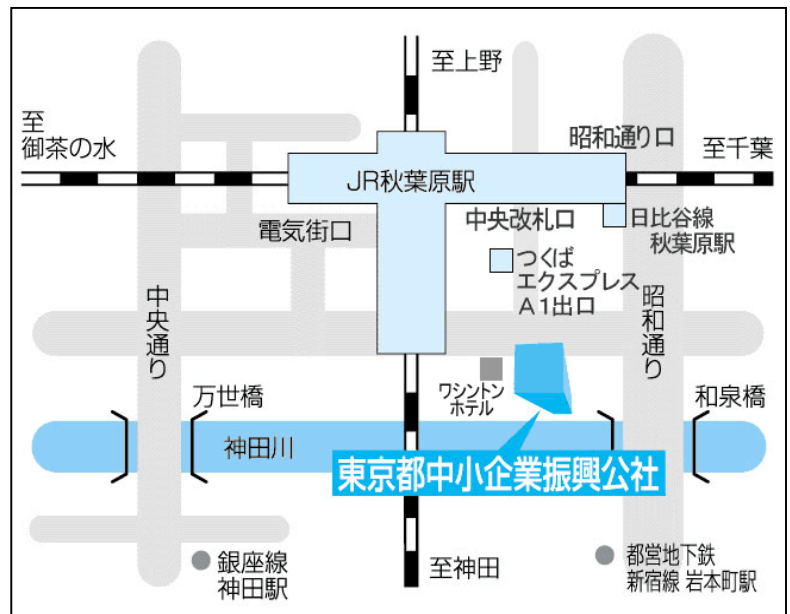
最寄駅からの時間(徒歩)

★JR秋葉原駅(中央改札口)…1分

★東京メトロ日比谷線
秋葉原駅(5出口) …3分

★つくばエクスプレス
秋葉原駅(A1出口) …1分

★都営新宿線
岩本町駅(A3出口) …5分



■申込者情報のお取り扱いについて■

利用者 (公財) 東京都中小企業振興公社(東京都知的財産総合センター)

利用目的 1 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

2 各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記2を希望されない方は当該事業担当者までご連絡ください。

※個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、公社ホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp>)より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。